



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
10月24日(月)  
号外  
第59号

## 目次

<b>規 則</b>	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正……………	1
教育委員会	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正……………	5
選挙管理委員会	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正……………	9
人事委員会	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正……………	12
監査委員	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正……………	16
公安委員会	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正……………	20
企業局	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正……………	24
警察本部	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正……………	27
労働委員会	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正……………	31
収用委員会	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正……………	34
内水面漁場管理委員会	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正……………	38
議 会	
○栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正……………	42

## 規 則

### 栃木県規則第38号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月24日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年栃木県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則</u>	<u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</u>

(趣旨)

**第1条** 知事が所管する事務に係る手続等を、栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

**第2条** 略

(申請等に係る電子情報処理組織)

**第3条** 条例第3条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

**第4条** 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて知事が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 知事が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 他の規則の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、前2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第5条** 略

(情報通信技術による手数料の納付)

**第6条** 条例第3条第5項の情報通信技術を利用する方法であつて規則等で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた

(趣旨)

**第1条** 知事が所管する事務に係る手続等を、栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

**第2条** 略

(電子情報処理組織による申請等)

**第3条** 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて知事が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 知事が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 知事が定める申請等を第1項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに他の規則の規定により併せて提出すべきこととされる書面等のうち知事が定めるものの提出を省略することができる。

4 他の規則の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、第1項又は第2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第4条** 略

納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第7条** 条例第3条第6項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

**第8条** 条例第4条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第9条**

- ① 知事は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を

知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

**第10条** 条例第4条第1項ただし書の規則等で定め

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第5条** 知事は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときは、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 知事は、前2項の規定により、処分通知等を電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を知事の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって知事が定めるものを併せて知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 知事は、前項の規定による処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから知事が指定する期限までに記録しない場合その他知事が必要と認める場合には、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

る方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事が定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第11条** 条例第4条第5項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると知事が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

**第12条** 知事は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第13条** 知事は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合には、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第14条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1

(電磁的記録による縦覧等)

**第6条** 知事は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第7条** 知事は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合には、当該事項

を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第8条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1

項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

(添付書面等の省略)

**第15条** 条例第7条の規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、知事が別に定めるものとする。

項の規定により電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

**附 則**

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

(行政改革ICT推進課)

**教育委員会**

**栃木県教育委員会規則第10号**

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月24日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

**栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年栃木県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 栃木県教育委員会（以下「委員会」という。）が所管する事務に係る手続等を、栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>(申請等に係る電子情報処理組織)</p> <p><b>第3条</b> 条例第3条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気</p>	<p><b>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 栃木県教育委員会（以下「委員会」という。）が所管する事務に係る手続等を、栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><b>第2条</b> 略</p>

通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

**第4条** 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 他の規則の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、前2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第5条** 略

(情報通信技術による手数料の納付)

**第6条** 条例第3条第5項の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第7条** 条例第3条第6項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

**第8条** 条例第4条第1項の規則等で定める電子情

(電子情報処理組織による申請等)

**第3条** \_\_\_\_\_電子情報処理組織を使用して \_\_\_\_\_申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされる \_\_\_\_\_事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる \_\_\_\_\_書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 委員会が定める申請等を第1項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに他の規則の規定により併せて提出すべきこととされる書面等のうち委員会が定めるものの提出を省略することができる。

4 他の規則の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、第1項又は第2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第4条** 略

報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第9条**

① 委員会は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

**第10条** 条例第4条第1項ただし書の規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会が定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第11条** 条例第4条第5項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第5条** 委員会は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合のほか、委員会は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときは、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 委員会は、前2項の規定により、処分通知等を電子情報処理組織を使用して

\_\_\_\_\_行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる \_\_\_\_\_事項を委員会の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって委員会が定めるものを併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 委員会は、前項の規定による処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから委員会が指定する期限までに記録しない場合その他委員会が必要と認める場合には、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

**第12条** 委員会は、条例第5条第1項の規定により \_\_\_\_\_電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第13条** 委員会は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により \_\_\_\_\_作成等を行う場合には、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第14条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

(添付書面等の省略)

**第15条** 条例第7条の規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

**第6条** 委員会は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の \_\_\_\_\_縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第7条** 委員会は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の \_\_\_\_\_作成等を行う場合には、当該事項 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第8条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して \_\_\_\_\_行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して \_\_\_\_\_行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略



## 附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

(総務課)

## 選挙管理委員会

## 栃木県選挙管理委員会告示第49号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年10月24日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

## 栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成16年栃木県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 栃木県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p><u>(申請等に係る電子情報処理組織)</u></p> <p><b>第3条</b> <u>条例第3条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> <u>条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。</u></p>	<p><u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 栃木県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第3条</b> _____電子情報処理組織を使用して_____申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべき<u>こととされる</u> _____事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。</p>

2 委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 他の規程の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、前2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第5条 略**

(情報通信技術による手数料の納付)

**第6条** 条例第3条第5項の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第7条** 条例第3条第6項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

**第8条** 条例第4条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第9条**

2 委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 委員会が定める申請等を第1項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに他の規程の規定により併せて提出すべきこととされる書面等のうち委員会が定めるものの提出を省略することができる。

4 他の規程の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、第1項又は第2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第4条 略**

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第5条** 委員会は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組

① 委員会は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を

\_\_\_\_\_委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

**第10条** 条例第4条第1項ただし書の規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会が定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第11条** 条例第4条第5項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

**第12条** 委員会は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算

機を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合のほか、委員会は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときは、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 委員会は、前2項の規定により、処分通知等を電子情報処理組織を使用して \_\_\_\_\_行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる \_\_\_\_\_事項を委員会の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて委員会が定めるものを併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 委員会は、前項の規定による処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから委員会が指定する期限までに記録しない場合その他委員会が必要と認める場合には、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

**第6条** 委員会は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の \_\_\_\_\_縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算

機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第13条** 委員会は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合には、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第14条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

(添付書面等の省略)

**第15条** 条例第7条の規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。

機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第7条** 委員会は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合には、

\_\_\_\_\_を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第8条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して

\_\_\_\_\_行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して

\_\_\_\_\_行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

**附 則**

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

**人事委員会**

**栃木県人事委員会規則第16号**

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月24日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

**栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年栃木県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p align="center"><b><u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則</u></b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 栃木県人事委員会（以下「委員会」という。）が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p align="center"><u>(申請等に係る電子情報処理組織)</u></p> <p><b>第3条</b> <u>条例第3条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</u></p> <p align="center">(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> <u>条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。</u></p> <p>3 <u>他の規則の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、前2項</u> の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事</p>	<p align="center"><b><u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</u></b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 栃木県人事委員会（以下「委員会」という。）が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p align="center">(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第3条</b> _____<u>電子情報処理組織を使用して</u> _____申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされる _____事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。</p> <p>2 <u>委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる _____書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。</u></p> <p>3 <u>委員会が定める申請等を第1項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに他の規則の規定により併せて提出すべきこととされる書面等のうち委員会が定めるものの提出を省略することができる。</u></p> <p>4 <u>他の規則の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、第1項又は第2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事</u></p>

項が入力されたものとみなす。

**第5条 略**

(情報通信技術による手数料の納付)

**第6条** 条例第3条第5項の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第7条** 条例第3条第6項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

**第8条** 条例第4条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第9条**

- ① 委員会は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

項が入力されたものとみなす。

**第4条 略**

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第5条** 委員会は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合のほか、委員会は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときは、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 委員会は、前2項の規定により、処分通知等を電子情報処理組織を使用して  
行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる 事項を委員会の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって委員会が定めるものを併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

**第10条** 条例第4条第1項ただし書の規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会が定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第11条** 条例第4条第5項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

**第12条** 委員会は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第13条** 委員会は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合には、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

**4** 委員会は、前項の規定による処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから委員会が指定する期限までに記録しない場合その他委員会が必要と認める場合には、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

**第6条** 委員会は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第7条** 委員会は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合には、当該事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第14条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

(添付書面等の省略)

**第15条** 条例第7条の規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第8条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して\_\_\_\_\_行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して\_\_\_\_\_行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

**附 則**

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

**監 査 委 員**

**栃木県監査委員告示第10号**

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年10月24日

栃木県監査委員

**栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示**

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成16年栃木県監査委員告示第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 栃木県監査委員(以下「監査委員」という。)が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>(平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。)に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところに</p>	<p><b>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 栃木県監査委員(以下「監査委員」という。)が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>(平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。)に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところに</p>



よる。

**第2条 略**

(申請等に係る電子情報処理組織)

**第3条** 条例第3条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、監査委員の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該監査委員の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

**第4条** 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、監査委員の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって監査委員が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 監査委員が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 他の規程の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、前2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第5条 略**

(情報通信技術による手数料の納付)

**第6条** 条例第3条第5項の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

よる。

**第2条 略**

(電子情報処理組織による申請等)

**第3条** 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、監査委員の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって監査委員が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 監査委員が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 監査委員が定める申請等を第1項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに他の規程の規定により併せて提出すべきこととされる書面等のうち監査委員が定めるものの提出を省略することができる。

4 他の規程の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、第1項又は第2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第4条 略**

**第7条** 条例第3条第6項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると監査委員が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると監査委員が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

**第8条** 条例第4条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、監査委員の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該監査委員の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第9条**

① 監査委員は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を

\_\_\_\_\_ 監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

**第10条** 条例第4条第1項ただし書の規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第5条** 監査委員は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合のほか、監査委員は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときは、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 監査委員は、前2項の規定により、処分通知等を電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を監査委員の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって監査委員が定めるものを併せて監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 監査委員は、前項の規定による処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから監査委員が指定する期限までに記録しない場合その他監査委員が必要と認める場合には、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の監査委員が定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第11条** 条例第4条第5項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると監査委員が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると監査委員が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

**第12条** 監査委員は、条例第5条第1項の規定により \_\_\_\_\_ 電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第13条** 監査委員は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により \_\_\_\_\_ 作成等を行う場合には、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第14条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に係る情報に電子署名を行

(電磁的記録による縦覧等)

**第6条** 監査委員は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の \_\_\_\_\_ 縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第7条** 監査委員は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合には、当該事項 \_\_\_\_\_ を監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第8条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して \_\_\_\_\_ 行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して \_\_\_\_\_ 行う処分通知等に係る情報に電子署名を行

い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

(添付書面等の省略)

第15条 条例第7条の規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、監査委員が別に定めるものとする。

い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

公安委員会

栃木県公安委員会規則第9号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月24日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年栃木県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> 栃木県公安委員会(以下「委員会」という。)が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>(平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。)に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 略</p> <p>(申請等に係る電子情報処理組織)</p> <p><u>第3条</u> <u>条例第3条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</u></p>	<p><u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> 栃木県公安委員会(以下「委員会」という。)が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>(平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。)に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 略</p>

(電子情報処理組織による申請等)

**第4条** 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会の指定する電子情報処理組織を使用する方法により入力して行わなければならない。

2 委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され、又は記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 他の規則の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、前2項 の規定により当該書面等のうち1通に記載され、又は記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載され、又は記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第5条 略**

(情報通信技術による手数料の納付)

**第6条** 条例第3条第5項の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第7条** 条例第3条第6項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

**第8条** 条例第4条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算

(電子情報処理組織による申請等)

**第3条** 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を、委員会の指定する電子情報処理組織を使用する方法により入力して行わなければならない。

2 委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる書面等に記載され、又は記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 委員会が定める申請等を第1項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに他の規則の規定により併せて提出すべきこととされる書面等のうち委員会が定めるものの提出を省略することができる。

4 他の規則の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、第1項又は第2項の規定により当該書面等のうち1通に記載され、又は記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載され、又は記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第4条 略**

機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第9条**

① 委員会は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を

\_\_\_\_\_委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

**第10条** 条例第4条第1項ただし書の規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会が定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第11条** 条例第4条第5項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第5条** 委員会は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合のほか、委員会は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときは、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 委員会は、前2項の規定により、処分通知等を電子情報処理組織を使用して

\_\_\_\_\_行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる\_\_\_\_\_事項を委員会の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって委員会が定めるものを併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 委員会は、前項の規定による処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから委員会が指定する期限までに記録しない場合その他委員会が必要と認める場合には、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

**第12条** 委員会は、条例第5条第1項の規定により \_\_\_\_\_ 電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第13条** 委員会は、条例第6条第1項の規定により 電磁的記録により \_\_\_\_\_ 作成等を行う場合には、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第14条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うことその他委員会の指定する方法により行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

(添付書面等の省略)

**第15条** 条例第7条の規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。

附 則

(電磁的記録による縦覧等)

**第6条** 委員会は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の \_\_\_\_\_ 縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第7条** 委員会は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の 作成等を行う場合には、 \_\_\_\_\_ を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第8条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して \_\_\_\_\_ 行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うことその他委員会の指定する方法により行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して \_\_\_\_\_ 行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

# 企業局

## 栃木県公営企業管理規程第7号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年10月24日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成16年栃木県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 管理者の権限を行う知事（以下「知事」という。）が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の管理規程に特別の定めがある場合を除くほか、この管理規程の定めるところによる。</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>(申請等に係る電子情報処理組織)</p> <p><b>第3条</b> <u>条例第3条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> <u>条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって知事が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。</u></p> <p>2 知事が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべき<u>こととされている書面等</u>に記</p>	<p><u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 管理者の権限を行う知事（以下「知事」という。）が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の管理規程に特別の定めがある場合を除くほか、この管理規程の定めるところによる。</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第3条</b> _____電子情報処理組織を使用して_____申請等を行おうとする者は、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべき<u>こととされる</u>事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって知事が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。</p> <p>2 知事が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべき<u>こととされる</u> _____書面等に記</p>



載すべき事項を併せて入力しなければならない。

- 3 他の管理規程の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、前2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第5条 略**

(情報通信技術による手数料の納付)

- 第6条** 条例第3条第5項の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

- 第7条** 条例第3条第6項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

- 第8条** 条例第4条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第9条**

載すべき事項を併せて入力しなければならない。

- 3 知事が定める申請等を第1項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに他の管理規程の規定により併せて提出すべきこととされる書面等のうち知事が定めるものの提出を省略することができる。
- 4 他の管理規程の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、第1項又は第2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第4条 略**

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第5条** 知事は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 2 前項に規定する場合のほか、知事は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときは、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

① 知事は、条例第4条第1項の規定により 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を

\_\_\_\_\_知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

**第10条** 条例第4条第1項ただし書の規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事が定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第11条** 条例第4条第5項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると知事が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

**第12条** 知事は、条例第5条第1項の規定により \_\_\_\_\_電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第13条** 知事は、条例第6条第1項の規定により 電磁的記録により \_\_\_\_\_作成等を行う場合には、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこ

3 知事は、前2項の規定により、処分通知等を 電子情報処理組織を使用して \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる \_\_\_\_\_事項を知事の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて知事が定めるものを併せて知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 知事は、前項の規定による処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから知事が指定する期限までに記録しない場合その他知事が必要と認める場合には、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

**第6条** 知事は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の \_\_\_\_\_縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第7条** 知事は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合には、当該事項

ととされている事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

**第14条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

（添付書面等の省略）

**第15条** 条例第7条の規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、知事が別に定めるものとする。

**附 則**

この管理規程は、令和4年11月1日から施行する。

（経営企画課）

**警 察 本 部**

**栃木県警察本部告示第2号**

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年10月24日

栃木県警察本部長 難波健太

**栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示**

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成16年栃木県警察本部告示第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程</u>	<u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程</u>
（趣旨）	（趣旨）

**第1条** 栃木県警察本部長（以下「本部長」という。）が所管する事務に係る手続等を、栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、この規程の定めるところによる。

**第2条** 略

（申請等に係る電子情報処理組織）

**第3条** 条例第3条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、本部長の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該本部長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

**第4条** 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、本部長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、本部長の指定する電子情報処理組織を使用する方法により入力して行わなければならない。

2 本部長が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され、又は記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

**第5条** 略

（情報通信技術による手数料の納付）

**第6条** 条例第3条第5項の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

**第7条** 条例第3条第6項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると本部長が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認

**第1条** 栃木県警察本部長（以下「本部長」という。）が所管する事務に係る手続等を、栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、この規程の定めるところによる。

**第2条** 略

（電子情報処理組織による申請等）

**第3条** 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、本部長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を、本部長の指定する電子情報処理組織を使用する方法により入力して行わなければならない。

2 本部長が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる書面等に記載され、又は記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

**第4条** 略

する必要があるものがあると本部長が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

**第8条** 条例第4条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、本部長の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該本部長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第9条**

① 本部長は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を

\_\_\_\_\_本部長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

**第10条** 条例第4条第1項ただし書の規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の本部長が定めるところによる届出

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第5条** 本部長は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合のほか、本部長は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときは、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 本部長は、前2項の規定により、処分通知等を電子情報処理組織を使用して\_\_\_\_\_行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる\_\_\_\_\_事項を本部長の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて本部長が定めるものを併せて本部長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 本部長は、前項の規定による処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となつたときから本部長が指定する期限までに記録しない場合その他本部長が必要と認める場合には、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第11条** 条例第4条第5項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると本部長が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると本部長が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

**第12条** 本部長は、条例第5条第1項の規定により 電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第13条** 本部長は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により 作成等を行う場合には、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本部長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第14条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うことその他本部長の指定する方法により行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて本部長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

(電磁的記録による縦覧等)

**第6条** 本部長は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の 縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第7条** 本部長は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合には、 当該事項 を本部長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第8条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して 行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うことその他本部長の指定する方法により行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して 行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて本部長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

(添付書面等の省略)

**第15条** 条例第7条の規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、本部長が別に定めるものとする。

**附 則**  
この規程は、令和4年11月1日から施行する。

## 労働委員会

### 栃木県労働委員会告示第3号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年10月24日

栃木県労働委員会会長 白井裕己

#### 栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成16年栃木県地方労働委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 栃木県労働委員会(以下「委員会」という。)が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>(平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。)に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p style="text-align: center;">(申請等に係る電子情報処理組織)</p> <p><b>第3条</b> <u>条例第3条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> <u>条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられ</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 栃木県労働委員会(以下「委員会」という。)が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>(平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。)に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第3条</b> _____電子情報処理組織を使用して _____申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられ</p>

たファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 他の規程の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、前2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第5条 略**

(情報通信技術による手数料の納付)

**第6条** 条例第3条第5項の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第7条** 条例第3条第6項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

**第8条** 条例第4条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

たファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 委員会が定める申請等を第1項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに他の規程の規定により併せて提出すべきこととされる書面等のうち委員会が定めるものの提出を省略することができる。

4 他の規程の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、第1項又は第2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第4条 略**

(電子情報処理組織による処分通知等)



**第9条**

① 委員会は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を

\_\_\_\_\_委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

**第10条** 条例第4条第1項ただし書の規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会が定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第11条** 条例第4条第5項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

**第5条** 委員会は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合のほか、委員会は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときは、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 委員会は、前2項の規定により、処分通知等を電子情報処理組織を使用して\_\_\_\_\_行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる\_\_\_\_\_事項を委員会の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて委員会が定めるものを併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 委員会は、前項の規定による処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となつたときから委員会が指定する期限までに記録しない場合その他委員会が必要と認める場合には、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

**第12条** 委員会は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第13条** 委員会は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合には、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第14条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

(添付書面等の省略)

**第15条** 条例第7条の規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。

**附 則**

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

**第6条** 委員会は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第7条** 委員会は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合には、当該事項

を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第8条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

**収 用 委 員 会**

**栃木県収用委員会規則第2号**

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月24日

栃木県収用委員会会長 増 子 孝 徳

**栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年栃木県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> 栃木県収用委員会（以下「委員会」という。）が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p style="text-align: center;">（申請等に係る電子情報処理組織）</p> <p><b>第3条</b> <u>条例第3条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</u></p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p><b>第4条</b> <u>条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> 栃木県収用委員会（以下「委員会」という。）が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p style="text-align: center;">（電子情報処理組織による申請等）</p> <p><b>第3条</b> _____電子情報処理組織を使用して _____申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべき<u>こととされる</u> _____事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。</p> <p>2 委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべき<u>こととされる</u> _____書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。</p> <p>3 <u>委員会が定める申請等を第1項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに他の規則の規定により併せて提出すべきこととされる書面等のうち委員会が定めるもの</u>の提</p>

3 彼の規則の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、前2項 の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第5条 略**

(情報通信技術による手数料の納付)

**第6条** 条例第3条第5項の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第7条** 条例第3条第6項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

**第8条** 条例第4条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第9条**

① 委員会は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を書面等によ

出を省略することができる。

4 彼の規則の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、第1項又は第2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第4条 略**

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第5条** 委員会は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合のほか、委員会は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときは、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 委員会は、前2項の規定により、処分通知等を電子情報処理組織を使用して \_\_\_\_\_ 行う場合には、当該処分通知等を書面等によ

り行うときに記載すべきこととされている事項を

\_\_\_\_\_委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

**第10条** 条例第4条第1項ただし書の規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会が定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第11条** 条例第4条第5項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

**第12条** 委員会は、条例第5条第1項の規定により\_\_\_\_\_電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第13条** 委員会は、条例第6条第1項の規定により\_\_\_\_\_電磁的記録により\_\_\_\_\_作成等を行う場合には、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を委員会の使用に係る電子

り行うときに記載すべきこととされる\_\_\_\_\_事項を委員会の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって委員会が定めるものを併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 委員会は、前項の規定による処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから委員会が指定する期限までに記録しない場合その他委員会が必要と認める場合には、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

**第6条** 委員会は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の\_\_\_\_\_縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第7条** 委員会は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合には、当該事項\_\_\_\_\_を委員会の使用に係る電子

計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

**第14条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

（添付書面等の省略）

**第15条** 条例第7条の規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。

計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

**第8条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第2号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年10月24日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 吉 沢 崇

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成16年栃木県内水面漁場管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> 栃木県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が所管する事務に係る手続等を、</p>	<p><u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> 栃木県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が所管する事務に係る手続等を、</p>

栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

**第2条 略**

（申請等に係る電子情報処理組織）

**第3条** 条例第3条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

**第4条** 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 他の規程の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、前2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第5条 略**

（情報通信技術による手数料の納付）

**第6条** 条例第3条第5項の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

**第2条 略**

（電子情報処理組織による申請等）

**第3条** 電子情報処理組織を使用して\_\_\_\_\_申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされる\_\_\_\_\_事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる\_\_\_\_\_書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 委員会が定める申請等を第1項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに他の規程の規定により併せて提出すべきこととされる書面等のうち委員会が定めるものの提出を省略することができる。

4 他の規程の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、第1項又は第2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第4条 略**

納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第7条** 条例第3条第6項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

**第8条** 条例第4条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第9条**

① 委員会は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第5条** 委員会は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合のほか、委員会は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときは、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 委員会は、前2項の規定により、処分通知等を電子情報処理組織を使用して  
行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる 事項を委員会の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて委員会が定めるものを併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 委員会は、前項の規定による処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから委員会が指定する期限までに記録しない場合その他委員会が必要と認める場合には、書面等により当該処分通知等を行うことができる。



**第10条** 条例第4条第1項ただし書の規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会が定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第11条** 条例第4条第5項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

**第12条** 委員会は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第13条** 委員会は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合には、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第14条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにす

(電磁的記録による縦覧等)

**第6条** 委員会は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第7条** 委員会は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合には、当該事項

を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第8条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにす

る措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

(添付書面等の省略)

**第15条** 条例第7条の規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。

る措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

議 会

栃木県議会告示第2号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年10月24日

栃木県議会議長 山形 修治

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成16年栃木県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 栃木県議会議長(以下「議長」という。)が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>(平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。)に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>(申請等に係る電子情報処理組織)</p> <p><b>第3条</b> 条例第3条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、<u>議長の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該議長の使用に係る電子計算機と電気通信回線</u></p>	<p><b>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 栃木県議会議長(以下「議長」という。)が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>(平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。)に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p><b>第2条</b> 略</p>

を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

**第4条** 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって議長が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 議長が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 他の規程の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、前2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第5条** 略

(情報通信技術による手数料の納付)

**第6条** 条例第3条第5項の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第7条** 条例第3条第6項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると議長が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

**第8条** 条例第4条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、議長の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該議長の使用に係る電子計算機と電気通

(電子情報処理組織による申請等)

**第3条** 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって議長が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 議長が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

3 議長が定める申請等を第1項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに他の規程の規定により併せて提出すべきこととされる書面等のうち議長が定めるものの提出を省略することができる。

4 他の規程の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、第1項又は第2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

**第4条** 略

信回線を通じて通信できる機能を備えたものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第9条**

① 議長は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を

議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

**第10条** 条例第4条第1項ただし書の規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の議長が定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第11条** 条例第4条第5項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第5条** 議長は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合のほか、議長は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときは、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 議長は、前2項の規定により、処分通知等を電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を議長の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて議長が定めるものを併せて議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 議長は、前項の規定による処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから議長が指定する期限までに記録しない場合その他議長が必要と認める場合には、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

交付する必要があるものがあると議長が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

**第12条** 議長は、条例第5条第1項の規定により \_\_\_\_\_ 電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第13条** 議長は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により \_\_\_\_\_ 作成等を行う場合には、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第14条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して方法により行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

(添付書面等の省略)

**第15条** 条例第7条の規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、議長が別に定めるものとする。

**附 則**

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

(電磁的記録による縦覧等)

**第6条** 議長は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の \_\_\_\_\_ 縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第7条** 議長は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合には、当該事項 \_\_\_\_\_ を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第8条** 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して \_\_\_\_\_ 行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して \_\_\_\_\_ 行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略